自動体外式除細動器及びAEDトレーニングシステム貸出要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、日本赤十字社北海道支部釧路市地区（以下「日赤釧路市地区」という。）が管理する自動体外式除細動器及びAEDトレーニングシステム（以下これらを「AED等」という。）の貸出しについて必要な事項を定める。

（貸出の目的）

第2条　AED等の貸出しは、釧路市内で開催される行事等において、参加者が突然の心肺停止状態に陥ったときの救命活動に備えること、及び救急蘇生法の講習や展示などを通じて地域住民のAEDに関する認知度や関心を高め、民間団体・企業等による各種施設へのAED設置や救命活動に関係する各種取組みを促進することを目的とする。

（貸出の対象）

第3条　AED等の貸出の対象は、前条の目的に合致する行事等とする。ただし、地区長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。

2　行事等の開催中、医療従事者又は救急法講習修了者などAED等の取扱いに関する知識を持つ者が常時配置されていること。

（貸出の期間）

第4条　AED等の貸出期間は、原則として、貸出の日から7日以内とする。ただし、地区長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。

（貸出の申請）

第5条　AED等の貸出しを受けようとする者は、AED借用申請書（様式第1号）により、地区長に申請するものとする。

（貸出の決定）

第6条　地区長は、前条の申請があったときは、貸出の可否を決定し、AED貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2　地区長は、前項の承認をしたときには、AED貸出簿（様式第3号）に記載するものとする。

（貸出及び返却）

第7条　AED等の貸出し及び返却は、日赤釧路市地区事務局にて行なうものとする。

2　AED等を借り受けた者（以下、「借受者」という。）は、第5条の申請書に記載したイベントが終了したときは、速やかにAED等を返却するものとする。

（費用の負担）

第8条　AED等の貸出しは、無償とする。

2　貸出期間中におけるAED等の運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担とする。

3　電極パッドの開封やその他消耗品を使用した場合には、借受者の負担とする。
ただし、救命活動に使用した場合は、日赤釧路市地区の負担とする。

（機器の管理等）
第9条　借受者は、借り受けたAED等を常に良好な状態で管理するほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）AED等は取扱説明書に従い適切に使用すること。
（2）AED等を目的以外に使用しないこと。
（3）AED等を処分、転貸又は譲渡しないこと。

（使用報告）
第10条　借受者が貸出期間中においてAED等を救命活動に使用した場合は、AED使用報告書（様式第4号）に必要事項を記載し、地区長へ報告するものとする。

（原状回復）
第11条　借受者は、故意又は過失によりAED等を破損又は紛失させた場合には、AED破損・紛失報告書（様式第5号）を速やかに地区長に提出するとともに、AED等を原状に復し又は地区長が相当と認める金額により賠償するものとする。

（損害賠償責任）
第12条　AED等の誤った使用など貸出期間中に借受者の管理下において生じた事故については、借受者が一切の責任を負うものとする。

（返還）
第13条　地区長は、貸出期間中に次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、AED等を返還させることができる。
（1）借受者がAED等を使用しなくなったとき。
（2）借受者が本要綱の定める事項を遵守しないとき。
（3）その他地区長が特に必要と認めたとき。

附則
平成21年5月1日から施行
平成21年8月1日一部改正